

津島市私立高等学校授業料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立高等学校等に在籍する者の保護者等、授業料を負担している者に対して、予算の範囲内において、授業料の補助を行うことにより、公私立学校間における保護者負担の格差是正、教育の機会均等の原則を確保し、あわせて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立高等学校等」とは、国及び地方公共団体以外の者が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、及び中等教育学校（後期課程に限る。）、並びに同法124条に規定する専修学校（修学年限が3年の高等課程に限る。）をいう。

2 この要綱において「授業料負担者」とは、私立高等学校等に在籍する者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者）の他、私立高等学校等に在籍する勤労生徒で自ら授業料を負担している者等をいう。

3 この要綱において、「授業料」とは、授業料、入学金、教育充実費、諸会費、設備維持費及びこれらに類するもので、授業料負担者が負担する経費をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により補助をうけることのできる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第3号及び第4号にあってはいずれかに該当するものとする。

- (1) 授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において、私立高等学校等に在籍する者の授業料負担者
- (2) 基準日において、その授業料負担者が本市に住所を有する者
- (3) 当該年度の愛知県私立学校授業料軽減制度による軽減決定通知を受けている者
- (4) 前号に規定する制度の所得基準を適用するとしたならば同制度の決定区分がその他以外に該当する者（前号に該当しない者に限る。）
- (5) 授業料を年額10,000円以上負担している授業料負担者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による授業料の補助を受けることができない。

- (1) 基準日において、生徒が当該年度の授業料の納付を免除されている場合。
- (2) 生徒が通信制の課程（名古屋たちばな高等学校、愛知産業大学三河高等学校、菊華高等学校、中京大学附属中京高等学校、ルネサンス豊田高等学校を除く。）、専攻科又は別科に在籍する場合。
- (3) 生徒が修業年限を超えて在籍している場合。

（補助額）

第4条 授業料の補助額は、1学年度における生徒1人につき年額10,000円とする。

（申請手続）

第5条 授業料の補助は、申請に基づいて行う。

- 2 前項の申請は、授業料負担者が行うものとする。
- 3 第1項の申請をしようとする者は、津島市私立高等学校授業料補助金交付申請書（様式第1）（以下、「申請書」という。）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。
- 4 申請年の1月1日現在の授業料負担者の住民登録地が津島市外にあり、第3条第1項第4号に該当する者が第1項の申請をするときは、前項の申請書に加え、地方税関係情報調査同意書（様式第2）（以下、「同意書」という。）を提出しなければならない。
- 5 市長は、前2項の申請書及び同意書のほか、対象者の資格等を確認するための必要な資料の提出を求めることができる。

（決定通知）

第6条 市長は、第5条第3項の申請書及び同条第4項の同意書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、津島市私立高等学校授業料補助金決定通知書（様式第3）、又は津島市私立高等学校授業料補助金不交付決定通知書（様式第4）により補助の申請をした対象者に通知しなければならない。

（補助決定の取消し）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けていた者があ

ると認めるときは、その者に係る補助決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助決定を取り消したときは、期限を定めて、すでに交付されている補助金の返還を命じなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。